

日医発第 2299 号 (健Ⅱ)
令和 5 年 3 月 10 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(自治体向け)
の改訂について(15 版)

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記の別添事務連絡がなされ、本会宛周知依頼がありました。

本手引きは、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、現時点での情報等その他具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により随時追記されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

＜今回更新されたものを添付いたします＞

- ・(自治体向け) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き (15 版)
- ・別添 臨時接種実施要領

＜主な改訂内容＞

- ・本手引きにおける各ワクチンの表記ルールについて更新
第 2 章 3、第 3 章 1 (2) ア、第 5 章 1 (2)
- ・新型コロナワクチン実施期間の延長に伴い更新
第 2 章 5 図 4 更新
- ・第 5 章 1 (5)
 - ・令和 4 年秋開始接種で使用するワクチンの種類について更新
第 7 章 4 (1) ウ (ウ)
 - ・武田社ワクチン (ノババックス) の対象年齢について更新
第 7 章 4 (2)
 - ・5 歳以上 11 歳以下の者に対する令和 4 年秋開始接種について追記

様式一式のデータは厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

健発 0308第4号
令和5年3月8日

各 都道府県知事
市町村長
特別区長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添)において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししたところです。

今般、新たに得られた情報等を踏まえ、別添のとおり改訂し、令和5年3月8日より適用することとしました。貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知を図るとともに、引き続き予防接種の実施について格段のご協力をお願いいたします。

なお、本手引きは、現時点での情報とその具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により随時更新していく予定であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種の実施に関する手引き
(15版)

		<ul style="list-style-type: none"> ・第1期、第2期追加接種及びオミクロン株対応ワクチン接種におけるファイザー社（5～11歳用を除く）・モデルナ社ワクチンの接種間隔について更新
13版	令和4年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・本手引きにおける「オミクロン株対応ワクチン接種」の定義について更新 <p>第2章5図3・4更新 第3章3（12）、第5章1（3）ウ、（4）（5）、第7章4（3） ・武田社ワクチン（ノババックス）の取扱いについて追記 第7章2（1）ウ ・武田社ワクチン（ノババックス）の取扱いについて削除 第7章4（1）ア ・オミクロン株（BA4-5）対応ワクチンについて追記</p>
13.1版	令和4年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法の一部改正（令和4年12月）に伴う所要の修正
13.2版	令和4年12月16日	<p>第2章5図3・4更新 第2章5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの有効期限について事務連絡の日付・名称を更新 <p>第5章1（5）、第7章2（1）イ（ア）、4（1）ア ・モデルナ社ワクチンの対象年齢について更新</p>
14版	令和5年2月10日	<p>第2章5図3更新 第3章3（9）、（11）、第5章1（5）、第7章1（1）イ、2（1）イ、3（2） ・モデルナ社の従来ワクチンに関する記述を削除 第2章5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの有効期限について事務連絡の日付を更新
15版	令和5年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・本手引きにおける各ワクチンの表記ルールについて更新 <p>第2章3、第3章1（2）ア、第5章1（2） ・新型コロナワクチン実施期間の延長に伴い更新 第2章5図4更新 第5章1（5） ・令和4年秋開始接種で使用するワクチンの種類について更新 第7章4（1）ウ（ウ） ・武田社ワクチン（ノババックス）の対象年齢について更新 第7章4（2） ・5歳以上11歳以下の者に対する令和4年秋開始接種について追記</p>

本手引きは、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、現時点での情報等その具体的な事務取扱を提示するものである。

今後の検討状況により隨時追記していくものであり、内容を変更する可能性もある。

本手引きでは、各ワクチンについて、以下のとおり表記することとする。ただし、前後の文脈等を踏まえ、記載の意図を明確にする観点等から、必ずしも下記の表記によらない場合もあることとする。

- ・「2価ワクチン」：新型コロナウイルスのオリジナル株（武漢株）とオミクロン株（BA1又はBA4-5）に対応した2価ワクチン
- ・「従来ワクチン」：新型コロナウイルスのオリジナル株に対応した従来の1価ワクチン
- ・「12歳以上用/5～11歳用ファイザー社従来ワクチン」：12歳以上用/5～11歳用のファイザー社従来ワクチン
- ・「12歳以上用/5～11歳用ファイザー社2価ワクチン」：12歳以上用/5～11歳用のファイザー社2価ワクチン
- ・「12歳以上用/5～11歳用ファイザー社ワクチン」：従来ワクチンと2価ワクチンの両方を含む場合